

令和 7 年度事業計画書

令和 7 年度は、交流事業を継続実施するとともに、外務省他、公的機関の派遣・招聘事業の入札案件にも積極的に参加することとする。また、海外活動促進事業についても専門家等の派遣事業他、当協会の定款で定める「国際間の相互理解と友好関係の増進およびその公益使命の達成に寄与する」に則り、既存交流事業を継続し、さらに、公的機関や民間機関の要望に応え、新たな人物交流（派遣と招聘）も積極的に受託実施し、日本と諸外国との交流促進の機会を広げる。

定款に沿った事業展開は以下のとおりとする。

1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業 （定款第 4 条、第 1 項の事業）

1985 年に創設以来、訪問先の政府機関等の後援・協賛を得て実施している「ジュニア大使友情使節団」の海外派遣事業は、小学校 5 年生以上 20 歳未満の児童、生徒、学生を国際研修と友情交流を目的として海外に日本の夏休みと春休みに派遣している。今年度も、昨年度同様に夏期と春期に、現地連携しながら、第 38 回「ブルネイ班」ならびに「パラオ班」等を考案する。団の組織に関しては、例年通り、自治体からの派遣団員を受け入れるとともに、一般参加の団員を公募する。

また、4 月には、第 14 回スウェーデン・トンバ高校訪日研修を実施し、その他、日本の高校の要請も受け、派遣と訪日研修も積極的に組織する。

2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業 （定款第 4 条、第 1 項の事業）

平成 18 年度よりアジア・太平洋国会議員連盟（APPU）の中央事務局ならびに日本議員団事務局を当協会に設置しており、当年度も同事務局運営を行う。年に 1 度の加盟国参加による総会を実施しており、当年度は台湾で第 53 回総会が予定されているため、日本議員団の参加手続きを行う。

また、ロシア連邦の独立非営利法人日本センターへの職員出向ならびに日露友好・経済協力促進事業については、日本国政府の方針に沿って行う。

3. 行政機関等からの受託事業 （定款第 4 条、第 1 項の事業）

外務省他が行う招聘事業や派遣事業につき、入札もしくは企画招請案件で、当協会の事業主旨に合致する事業に応札し、受託事業の業務を行う。

なお、独立行政法人国際交流基金の「日本語専門家等の派遣事務に関する業務」については、当年度から 3 年間の受託実施が決定しており、鋭意、同業務を行う。

4. 諸外国と日本との国際交流促進事業 （定款第 4 条、第 1 項および第 3 項の事業）

日本における在日・来日外国人と日本人との交流促進他、国際交流を行いたい団体等に対しその交流促進・支援を行う。

具体的には、来日する外国人に対し、日本文化紹介や日本語・日本事情研修を英語で実施する一方、自治体、学校等での国際理解講座・語学研修を行う。

また、当協会スタッフをはじめ、所属エスコート、通訳・コーディネーターが通訳・エスコート業務を行う。

5. 調査・収集事業

(定款第4条、第2項の事業)

交流事業先や海外関連先の現状を把握し、資料収集を行う。

6. 広報誌の発行

(定款第4条、第4項の事業)

国際交流誌として、「the COMMUNICATOR」を発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに横の繋がりを形成していく。

また、令和元年度に創立50周年を記念し出版した「私と国際交流—インタビュー集」については、当協会広報の手段として使用し、国際交流・支援活動の促進に寄与する。

以上